

素案から原案への対応について

(黄・緑・青)はワークショップグループ名、(審)は都市計画審議会、(委)は策定委員会の意見、(事)は事務局による表記修正

むつ市都市計画マスタープラン素案へのご意見について、次の対応により原案としました。

◇第5章 地域別構想

| 番号                  | ページ | ご意見等  | ご意見に対する考え方   | 修正等の方針 | 修正等の内容   |
|---------------------|-----|---|--|--------|--|
| <b>■地域別構想全体について</b> |     |   |  |        |  |
| 1                   | 35  | むつ中央地域という表現：むつの中心と誤解されるため別の表現としたほうがいい(黄)                | 町丁目の中央を含むことから中央地域としていますが、誤解を招かないような地域名を検討します。  | 修正あり   | 地域名「むつ中央地域」→「むつ中央下北地域」   |
| 2                   | その他 | バス交通が不便なので地域間を結ぶバス路線が必要(黄)                              | 「バス交通の利便性の向上」については整備保全の方針において記述しています。これに加え、全地域における地域間交通の記載を追加します。  | 修正あり   | P6 「市民の日常生活を支えるバス交通」→「市民の日常生活を支え、地域間を結ぶバス交通」                         |
| 3                   | その他 | むつ市の自然環境を保全し再生する。自然が財産である(黄)                            | 土地利用の方針において、自然環境の保全については記述しています。これに加え、自然環境の再生についての記載を追加します。  | 修正あり   | P6 「豊かな自然環境の維持、保全を図り」→「豊かな自然環境の維持、保全、再生を図り」                          |
| 4                   | その他 | 観光ネットワークの形成（施設の横のつながりがない）(全体) (青)                       | P7「下北圏域の観光施設を連絡する観光ネットワークづくり」として明記しており、P14ではネットワーク型都市構造としての概念図をお示ししています。                                 | 修正なし   |  |
| 5                   | その他 | 方針図：凡例に未整備区間の記述がない(緑)                                   | ご指摘の通り、都市計画道路の未整備区間を凡例に加えます。   | 修正あり   | P40、45、49、58、方針図凡例に都市計画道路未整備区間を追加                                    |
| 6                   | その他 | 「大畑線跡地の有効利用」など関連する文は削除するの(委)                            | ワークショップにおいても意見を頂いていますので、都市計画マスタープランへの位置づけはしないものとします。   | 修正あり   | 「大畑線跡地の有効利用」など関連する文を削除   |
| <b>■むつ田名部地域について</b> |     |   |  |        |  |
| 7                   | 37  | 下北半島縦貫道路は現実的ではないので削除すべき。幻想を与えないように(黄)                   | 将来都市構造には「高速広域連携軸」を位置づけてます。また、すでに着手されており、一層の整備促進が望まれます。   | 修正なし   |  |
| 8                   | 37  | インターチェンジ接続箇所の実現性(黄)                                     | 将来都市構造には「高速広域連携軸」を位置づけてます。また、都市施設の整備方針では「整備の促進」の方向性を位置づけており、長期的な展望に立って実現化を目指します。                         | 修正なし   |  |
| 9                   | 37  | 旧大畑線は市の土地ではないので「有効利用を提言します」などの表現とする(黄)                  | 確かに、大畑線跡地に関しては市だけでなく個人の個別の事業において、都市型居住エリア、住宅地エリア、中心商業エリアとして利活用されるものと考えられるので、都市計画マスタープランへの位置づけはしないものとします。 | 修正あり   | P40、45 「大畑線跡地の有効利用」など関連する文を削除  |
| 10                  | 37  | 「主要な施設」について(事)  | 「田名部交番」「JR田名部駅」を追加します。   | 記載の追加  | P37、40「田名部交番」「JR田名部駅」を追加   |
| 11                  | 40  | バス交通を補完するレンタサイクル等のシステム、自転車道、ネットワークづくりが必要(青)             | 自転車道整備、ネットワーク化のハードだけでなく、サイクルステーション設置と貸し自転車等のソフト施策について、全体構想への記載を追加します。                                    | 記載の追加  | P28 ③②「自転車道整備、サイクルステーションの設置や貸し自転車等のソフト施策について検討します」                   |
| 12                  | 40  | バスターミナルから病院までのルート(青)                                    | 生活道路の安全性の確保については記載していますが、これに加え、自転車、歩行者にやさしい道路づくりについての記載を追加します。   | 記載の追加  | P38、43、48、56、61、「安全性の確保をめざします」→「生活道路の安全性の確保と歩行者、自転車にやさしい道路づくりを目指します」 |
| 13                  | 40  | 幹線道路の整備を優先し、次に補助する道路の整備(青)                              | 長期間未着手である都市計画道路を見直し、効率的な整備を図ります。   | 修正なし   |  |
| 14                  | 40  | 図書館等の充実について追加(青)  | 公益的施設の集約について記載を追加します。  | 記載の追加  | P39 ④「本地域への公益的施設の集約について検討します」を追加                                     |
| 15                  | 40  | 下北交通大畑線の跡地は民間に売却済みで、私的財産なので、「大畑線跡地の有効利用」など関連する文を削除する(緑) | 大畑線跡地に関しては市だけでなく個人の個別の事業において、都市型居住エリア、住宅地エリア、中心商業エリアとして利活用されるものと考えられるので、都市計画マスタープランへの位置づけはしないものとします。     | 修正あり   | P40、45 「大畑線跡地の有効利用」など関連する文を削除  |
| 16                  | 40  | 県の区域マスとの整合を図るため、IC周辺は基盤整備をおこなってから、企業等を誘致する旨を追加する(緑)     | あくまでも、ICが接続する交通結節点としての環境整備づくりであり、交通騒音などとの緩衝帯や周辺状況による土地利用が考えられます。   | 修正なし   |  |
| 17                  | 40  | インターチェンジ周辺の国道279号沿いは、地盤が悪いので、防災の項目に地盤を考慮した記述にしてほしい(緑)   | 崖地などの危険な箇所における土地利用については考慮すべきかもしれませんが、単に地盤が悪いというだけでは、土木設計等が対応することになります。                                   | 修正なし   |  |
| 18                  | 40  | 幹線道路沿道の住宅地エリアには単独店舗等の立地は出来ないのか(審)                       | 住宅地エリアは住宅だけでなく、日常生活を支える小規模店舗等の立地は許容すると考えています。  | 修正なし   |  |

| ■むつ中央地域について |     |  | 修正等の方針   |       |   |
|-------------|-----|--|--|-------|---|
| 19          | 42  | むつ総合病院東側の都市計画道路が抜けている(緑)                               | ご指摘の通り修正します。   | 修正あり  | P45 方針図に道路を追加   |
| 20          | 42  | 現在、白地地域の国道338号バイパスの沿道の土地利用を誘導、規制すべきなのか?(緑)             | 国道338号バイパス沿道などの用途地域周辺ににじみ出している市街地化については、適正な用途地域や特別用途地区などによる土地利用の制限及び誘導を検討していきます。   | 修正なし  |   |
| 21          | 45  | 下北駅にバスターミナル機能を持たせるべき。鉄道とバスの利便性向上(黄)                    | 下北駅前広場は、駅利用者の利便性を向上させるため整備したものであり、バスプールもあることから、バスターミナルはバス事業者との協議が必要となります。  | 修正なし  |   |
| 22          | 45  | 田名部の商業地は再生であり、中央、大湊地域の商業地は発展ではないのか(青)                  | 大湊地域の商業地は、現在の商業機能を維持することと、地域規模に見合った商業地を形成することを位置づけています。中央地域の商業地は、自動車利用にも対応した商業施設の集積を図っていく方向ですが、これ以上の大きな商業地の広がりには抑制していく方針です。この2つの地域の商業地はいずれも大きな発展は望まれていないものと考えます。 | 修正なし  |   |
| 23          | 45  | 幹線道路の充実が第一(青)  | 幹線道路は「都市計画道路の効率的な整備の促進」として記載しています。   | 修正なし  |   |
| 24          | 45  | 職業安定所等が遠い。公共施設の集積化(青)                                  | 田名部地域への公益的施設の集積を基本的な考え方としています。   | 修正なし  |   |
| 25          | 45  | 交通施設の路線、乗り継ぎ等の利便性の向上(青)                                | 関係機関との連携による利便性の向上について記載を追加します。   | 記載の追加 | P43 ①「公共交通機関の乗り継ぎなどの利便性の向上について、関係機関と協議しながら検討を進めます。」を追加          |
| 26          | 45  | 338号バイパス沿いの道の駅等の設置(青)                                  | 全体構想において交流・レクリエーション施設の充実について記載を修正します。  | 修正あり  | P25、3)「観光・レクリエーション」→「観光・交流レクリエーション」                             |
| 27          | 45  | 住宅地の環境向上による、コンパクトシティの形成について追加(青)                       | コンパクトなまちづくり、地域づくりについて記載を追加します。   | 記載の追加 | P38、43、1)土地利用の方針「都市型居住エリアにおいては、街なか居住を推進し、コンパクトなまちづくりを目指します。」を追加 |
| 28          | 45  | 商業・行政業務エリアの範囲内には、未利用地が多いので、範囲を検討する。(縮小の方向)(緑)          | ご指摘の通り、エリアを縮小する方向で、範囲を再検討します。また、これを踏まえて全体構想の土地利用計画も見直すこととなります。   | 修正あり  | P25、45 方針図「商業・行政業務エリア」の区域を修正                                    |
| 29          | その他 | むつ中央地域は田名部川を挟んで地域の特色が違うと感じる。田名部川以北であれば中央地区としても理解できる(黄) | むつ地域の市街地の地域区分は、特徴のある3つの商業地をベースとしており、中央地域の沿道型商業地の両側に位置する地区を1つの地域として設定しています。   | 修正なし  |   |
| 30          | その他 | 下北駅を降りた観光客をどのように誘導するのか明確になっていない(黄)                     | P14ではネットワーク型都市構造としての概念図をお示ししていますが、観光ルートの設定等については関係機関との協議が必要となります。  | 修正なし  |   |
| ■むつ大湊地域について |     |  | 修正等の方針   |       |   |
| 31          | 49  | 川内・脇野沢地区へのバス交通の玄関口が大湊駅となっているが、下北駅や田名部まで伸ばすべき(黄)        | バス交通の利便性の向上については記載していますが、市全体のバス交通ネットワークについて記載を検討します。   | 修正あり  | P6 「市民の日常生活を支えるバス交通」→「市民の日常生活を支え、地域間を結ぶバス交通」                    |
| 32          | 49  | 大湊地域は文教地区、閑静な住宅地との位置づけが重要(黄)                           | 閑静な住宅地について記載を修正します。  | 修正あり  | P48 (4)1)「閑静な住宅地として、住環境の向上を図ります。」                               |
| 33          | 49  | 田名部の商業地は再生であり、中央、大湊地域の商業地は発展ではないのか(青)                  | 大湊地域の商業地は、現在の商業機能を維持することと、地域規模に見合った商業地を形成することを位置づけています。中央地域の商業地は、自動車利用にも対応した商業施設の集積を図っていく方向ですが、これ以上の大きな商業地の広がりには抑制していく方針です。この2つの地域の商業地はいずれも大きな発展は望まれていないものと考えます。 | 修正なし  |   |
| 34          | 49  | 名水(湧き水)があるので活かさないか(青)                                  | 地域のキーワードに追加します。  | 修正あり  | P48 地域のキーワードに「名水(湧き水)」を追加                                       |
| 35          | 49  | 市道でも幹線道路になりうる路線があるのではないかと。(海岸線の道路など)(緑)                | 幹線道路は基本的に国道、県道を対象として考えています。  | 修正なし  |   |
| 36          | その他 | 国道338号バイパス整備を前提に大湊駅周辺の整備は最低限とすべき(黄)                    | 国道338号や大湊駅周辺については、適切な土地利用の誘導と無秩序な商業地の拡大抑制を行っていく方針としています。   | 修正なし  |   |
| ■むつ地域について   |     |  | 修正等の方針   |       |   |
| 37          | 51  | 「主要な施設」について(事)   | 「城ヶ沢小学校」「むつ市墓地公園」「宇曾利川児童公園」を追加します。   | 記載の追加 | P51、53「城ヶ沢小学校」「むつ市墓地公園」「宇曾利川児童公園」を追加                            |
| 38          | 52  | テーマ「ゆとりある」→他の表現はないか(青)                                 | 人口減少を見据えるとこれ以上の市街化は好ましくないため、言いかえれば人口密度が低密、市街化が抑制されているなどになります。テーマとしてふさわしい表現としてゆとりあるが好ましいと考えています。  | 修正なし  |   |
| 39          | 52  | 自衛隊との連携について追加できないか(病院等を市民が使えるように)(青)                   | 都市計画マスタープランの範囲外の内容と考えています。   | 修正なし  |   |
| 40          | 52  | サークルなどの文化活動の活性化が必要(青)                                  | 文化活動コミュニティ形成を図る施設については、全体構想P29において「既存ストックの有効活用を図り、文化・交流の場の創出に努めます」と記載しています。  | 修正なし  |   |
| 41          | 52  | 金曲地区などの生活道路は、交通弱者、子供達の安心安全を優先すべきである(委)                 | 交通施設の整備保全の方針について修正します。   | 修正あり  | P52(4)2)①「学校周辺の通学路は」→「地域の生活道路や学校周辺の通学路は、歩行者・自転車利用者の安心安全を確保するため」 |



| ■大畑地域について     |    |  | 修正等の方針  |      |  |
|---------------|----|--|---|------|--|
| 42            | 57 | 自然環境を維持し⇒維持保全し(黄)                                      | ご指摘の内容を踏まえて修正します。                             | 修正あり | P57 4)①「自然環境を維持し」→「自然環境を維持・保全・再生し」                         |
| 43            | 56 | 大畑地域のテーマでは生活できる地域となっていない。山を育て、海を育て地域で生きていくという方向性(黄)(審) | 地域づくりのテーマを修正します。                              | 修正あり | P56 テーマ「人が自然に胎棲し、生活を育む、歴史・文化と産業の地域」                        |
| 44            | 58 | 恐山などの観光資源を維持・保全ではなく活用する方向にすべき(黄)                       | 有効活用を含めた表現に修正します。                             | 修正あり | P57 「観光拠点としての維持・保全を図ります」→「観光拠点として、自然環境を維持・保全しつつ有効活用を図ります。」 |
| 45            | 58 | 通院などでバス交通が不便。市のコミュニティバスが必要(黄)                          | コミュニティバスの運行の検討について記載しています。                    | 修正なし |  |
| 46            | 58 | 道の駅などの情報発信施設が不足(青)                                     | 全体構想において交流・レクリエーション施設の充実について記載を修正します。         | 修正あり | P25 3)「観光・レクリエーション」→「観光・交流レクリエーション」                        |
| 47            | 58 | 国道279号沿いの適切な土地利用の誘導について追加(青)                           | P56土地利用の方針において記載しています。                        | 修正なし |  |
| 48            | 58 | 水産加工業だけでなく木材加工業についても追加(青)                              | ご指摘の通り追加します。                                  | 修正あり | P56 2)「水産加工業など」→「水産加工業や木材加工業など」                            |
| ■川内・脇野沢地域について |    |  | 修正等の方針  |      |  |
| 49            | 61 | 都市計画道路の整備の詳細な計画や方向性を記述したらどうか(緑)                        | 構想段階の路線等については整備時期の明確化は行いません。(都市計画区域外)         | 修正なし |  |
| 50            | 61 | 国定公園などの観光レクリエーションが多いのでテーマに反映する(緑)                      | キーワードとして、広大な自然環境、テーマとして大自然を活かしたと記載しています。      | 修正なし |  |
| 51            | 61 | 海中公園、野猿公苑などの施設を追加する(緑)                                 | ご指摘の通り追加します。                                  | 修正あり | P61 2)②「鯛島海中公園」「野猿公苑」を追加                                   |
| 52            | 61 | 水産業「なまこ」など特産品の発信等について追加(青)                             | 「食」による観光の振興について記載しており、特産品の活用等も含めた内容として考えています。 | 修正なし |  |
| 53            | 61 | かわうち湖の有効活用(治水)について追加(青)                                | ご指摘の通り追加します。                                  | 修正あり | P61 2)②「かわうち湖」を追加  |
| 54            | 61 | 特産品の加工業の活性化について追加(青)                                   | 「食」による観光の振興について記載しており、特産品の活用等も含めた内容として考えています。 | 修正なし |  |

◇第6章 実現化方策の検討

| 番号 | ページ | ご意見等   | ご意見に対する考え方  | 修正等の方針 | 修正等の内容  |
|----|-----|--|---|--------|---|
| 55 | 64  | (3)「新しい住宅地の整備」第3段階の「街並み景観づくりの誘導」は第2段階の前、もしくは同時ではないのか。(青) | 新しい住宅地なので、建物の整備と同時並行して街並み景観づくりを誘導していくのは、ご指摘のとおりです。第3段階ではその街並みの維持・向上等を継続して行っていく方針であり、このことが誤解の無いよう再整理します。                             | 修正あり   | P64 (3)第3段階の内容を第2段階に追加                                    |
| 56 | 70  | 歩道について、人が歩いたり、自転車で動いたりできる方策が必要(黄)                        | 歩道の整備の方針について、幅員の拡幅、自転車レーンの設置などの記載について検討します。   | 記載の追加  | P70 (1)整備の方針に「ニーズに対応した歩道、幅員の確保と自転車利用に対応した歩道整備を検討します。」を追加  |
| 57 | 70  | 田名部地域などの駐車場について記載を追加すべき(黄)                               | 本来であれば、公共交通機関を利用することにより、過度な自動車の移動から脱却するのが望ましいのですが、もちろん駐車場も必要なのはわかりますが、都市マスとしてそれを明記するのは難しいと考えています。ただし、個別事業において、駐車場の確保を否定するものではありません。 | 修正なし   |   |
| 58 | 70  | 県道に九艘泊脇野沢線を追加する(緑)                                       | ご指摘の通り追加し、全体構想、地域別構想との整合を図ります。  | 修正あり   | 全体構想、地域別構想に「九艘泊脇野沢線」を追加                                   |
| 59 | 75  | 住民主体のまちづくりについて、継続的に住民と意見交換できるしくみとすべき(黄)                  | P75 6-3-1において「意見収集の機会創出」として記載しています。   | 修正なし   |   |
| 60 | その他 | 実現できることに注力して記載すべき(黄)                                     | この都市計画マスタープランはおおむね20年後の将来像となりますので、長期的な展望に立って実現化を目指すものと考えます。   | 修正なし   |   |
| 61 | その他 | 方策の優先順位などはないのか(青)  | 事業等の展開の方針に対応した事業方策を検討していくものとしており、方策別の優先順位等は特にございません。  | 修正なし   |   |
| 62 | その他 | 方策に対する効果を示してはどうか。(事業仕分け対策)(青)                            | 本都市計画マスタープランでは具体的な数値等の効果については記載しません。  | 修正なし   |   |
| 63 | その他 | 「むつ市地域公共交通活性化協議会」について踏まえる必要がある(委)                        | 実現化方策において、「むつ市地域公共交通活性化協議会」についての記載を追加します。   | 記載の追加  | P70(2)「公共交通機関の実現化の考え方については、むつ市地域公共交通活性化協議会とともに検討を進めていきます」 |
| 64 | 73  | 都市計画決定に向けた基本的な考え方について(事)                                 | (1)土地利用の誘導規制に「特定用途制限地域」「区域区分」について追加します。   | 記載の追加  | P73 (1)土地利用の誘導規制に「特定用途制限地域」「区域区分」を追加                      |

◇都市計画マスタープラン素案全体について

| 番号 | ページ   | ご意見等  | ご意見に対する考え方  | 修正等の方針 | 修正等の内容   |
|----|-------|---|---|--------|--|
| 65 | 2     | 図 計画の体系について(事)  | 県決定、まちづくりの分野別の基本計画に追加項目があります。   | 記載の追加  | P2図の県決定の枠に「青森県都市計画マスタープラン」、まちづくりの分野別の基本計画の枠に「国土利用計画」を追加        |
| 66 | 5     | 「土地利用」商業地について(事)  | 「中心市街地の賑わいの・・・」の表現を修正します。   | 修正あり   | P5商業地「中心市街地の」→「田名部の中心商業地の」                                     |
| 67 | 6     | 「都市施設」道路について(事)   | 「回遊性の強化」の表現を修正します。  | 修正あり   | P6道路「回遊性の強化を図る」→「だれもが歩いて暮らせるまちづくりを進める」                         |
| 68 | 7     | 「都市施設」下水道・河川について(事)   | 「浄化槽等の排水施設の整備」の表現を修正します。  | 修正あり   | P7下水道・河川「浄化槽等の排水施設」→「浄化槽等の污水处理施設、並びに排水施設」                      |
| 69 | 12    | 「都市づくりの目標」について(事)   | 「産業」にエネルギーを追加します。   | 修正あり   | P12「産業」→「産業・エネルギー」   |
| 70 | 13    | 「都市づくりの目標」について(事)   | (2)「田名部地区の中心市街地」の表現を修正します。  | 修正あり   | P13「田名部地区の中心市街地」→「田名部地区の中心商業拠点」                                |
| 71 | 17    | 将来の産業別人口について、第1次産業の増加は現実的ではない(審)  | 資料編のP111で「増加する労働可能な高齢者の農業人口への回帰等を考慮」としてありますが、高齢者以外のIターン、Uターン者の農業運営や、地産地消、食料自給率100%に向けた施策等を図っていくことを想定しています。                                | 記載の追加  | P17、111「高齢者以外のIターン、Uターン者の農業運営や、地産地消、食料自給率100%をめざす施策の展開等」について追加 |
| 72 | 18    | 「無秩序な開発整備」とはどういった開発を意味するのか(委)   | 良好な自然環境や市民の日常生活に悪影響を及ぼすような開発整備を示しています。「開発」の表現について国、県の方針を参考に修正します。   | 修正あり   | P18(3)①「無秩序な開発整備」→「市街地の無秩序な拡散」:『東北発コンパクトシティのすすめ』より             |
| 73 | 19    | 「医療・福祉拠点」について   | 「中央地区に立地するむつ総合病院」を修正します。  | 修正あり   | P19「中央地区に立地するむつ総合病院」→「金谷地区に立地するむつ総合病院」                         |
| 74 | 19    | 原子力・海洋科学拠点は下北埠頭を含め観光拠点としても位置づけるべきである(委)   | むつ市長期総合計画の海洋科学研究拠点の内容を踏まえ、原子力・海洋科学拠点としています。   | 修正なし   |  |
| 75 | 19    | レクリエーション拠点にボート競技等が行われている新田名部川を追加する(委)   | ご指摘の通り追加します。  | 記載の追加  | P19(8)、P21、P22「新田名部川」を追加                                       |
| 76 | 23    | 「都市型居住エリア」について、都市型居住とはどういった内容か(委)   | 都市型居住エリアは中心市街地商業地に隣接する生活利便性の高い住宅地をイメージしています。このような位置特性を活かして集合住宅や高齢者向けケア付き共同住宅などの立地も積極的に展開していく方向性も考慮し、低層戸建て住宅を中心とする住宅地エリアとは機能を区分して位置づけています。 | 修正なし   |  |
| 77 | 27    | 防災→防衛とする(緑)   | 都市計画マスタープランの範囲外の内容と考えています。  | 修正なし   |  |
| 78 | 27    | 「圏域環状幹線道路」について(事)   | 「むつ地域と川内・脇野沢地域を結ぶ」を修正します。   | 修正あり   | P27「むつ地域と川内・脇野沢地域を結ぶ」→「むつ地域と大畑地域、川内・脇野沢地域を結ぶ」                  |
| 79 | 28    | 交通施設整備の方針において行政の取り組み方等について記載できないか(委)  | 都市計画道路等の交通施設については事業計画に沿った整備を行っていくものと考えています。   | 修正なし   |  |
| 80 | 28    | 公共交通機関「バス」について(事)   | 「むつ市地域公共交通活性化協議会」を踏まえた表現に修正します。   | 修正あり   | P28(2)2「むつ市地域公共交通活性化協議会と協議のうえ」                                 |
| 81 | 28    | 海上交通のシラインは維持だけでなく、活用が必要である(委)   | 海上交通の整備保全の方針について修正します。  | 修正あり   | P28(2)3「海上交通航路の維持」→「海上交通航路の維持・利用促進」                            |
| 82 | 29、44 | 「医療施設の集積」について、新たな施設の立地ということではないのか(委)  | むつ市長期総合計画にも記載されている、むつ総合病院の医療機能の充実強化と考えています。表現について修正します。   | 修正あり   | P29(5)2「医療施設の集積」→「医療機能の集積」<br>P44④「高度医療の集積」→「高度医療機能の集積」        |
| 83 | 29    | 「新たな医療施設の集積」の「新たな」を削除したことは正しくない。むつ市役所跡地、金谷公園に下北地域の中心となる高度医療施設、救急医療施設を位置づけるべき。むつ総合病院の機能拡張、ヘリポートなど(黄) | むつ総合病院とは別の新たな医療施設を整備する計画・構想はなく、誤解を招きかねないという理由から「新たな」という表現を削除しました。むつ総合病院については原子力施設等を考慮した放射線科等の高度医療機能の充実を図っていくこととしています。                     | 修正なし   |  |
| 84 | 29    | 「その他の公園・緑地」について(事)  | 「早掛沼公園」について追加します。   | 記載の追加  | P29(3)3「早掛沼公園は、市民の憩いの場となっていることから、公園機能の維持・保全に努めます」              |
| 85 | 32    | 「都市景観」について(事)   | 「宅地開発を抑制し」の表現を修正します。  | 修正あり   | P32(2)1「宅地開発を抑制し」→「市街地の拡大を抑制し」                                 |
| 86 | その他   | 整備します、改良しますという表現は市でできる部分と他の機関に働きかける部分を区別すべき(黄)  | ご指摘の通り、表現の区別、統一について配慮します。   | 修正あり   | 素案全体の表現の見直し  |
| 87 | その他   | 財政が厳しいなかで、市の姿勢が見えてこない。どのようなまちになるのかわからない(黄)  | 市民と協働で計画実現に向けて邁進していきます。   | 修正なし   |  |
| 88 | その他   | 用途地域は拡大しないのか。市街地が広がりつつあるという現実を無視するような線引きは好ましくない(委)  | 土地利用フレームにおいて将来の市街地規模を定めています。これ以上の市街地の拡大は行わない方針としています。   | 修正なし   |  |